

篠栗町国民保護計画修正の趣旨及びポイント

1 計画修正の趣旨

篠栗町国民保護計画（以下「町計画」という。）は、我が国に対する外部からの攻撃である武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、国民保護法等を根拠とする国民保護制度に基づき、平素の備えから武力攻撃事態等への対処及びその後の復旧まで、町が実施すべき事項等について計画するものです。

令和7年度町計画の改定は、他国の武力侵攻等が発生した時、国、県との連携のもと、住民の安全と生活の安定を図るための国民保護措置を実施し、事態収束後、町の復旧復興を行うことねらいとして改訂します。

2 作成時の着意事項

(1) 県計画との整合

武力攻撃事態への対処は、国・県の方針に従って実施する必要があり、町計画自体は、平成18年度初度作成以来見直されていないため、項目構成等主要な事項は、平成30年度県国民保護計画に基づいて修正しました。

(2) 武力紛争時一般的に予想される状況を念頭に置き、**最近の周辺情勢の不安定化等を踏まえた实际的な計画の作成を試みる**

- ・ 欧州、中東地域の紛争、欧米政治・経済の揺動等世界情勢が全般的に不安定化し、周辺地域においては、現状変更とみられる活動が確認されています。
- ・ 政府は、先島諸島等における事態対処の一環として広域避難の方針等を発表しました。

3 計画の骨子(計画のポイント)

国・県の国民保護計画に従うとともに、町の住民、職員等が行動するための必要事項を具体的に記述するよう努めました。

(1) 全般【国民の保護のために町が実施すべき事項】

① 国県の指示に等に基づく避難

- ア 警報の伝達
- イ 避難の指示の伝達
- ウ 避難の指示に基づく避難の計画・実施

② 国の指示に基づき県が実施する救援に対する協力

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出

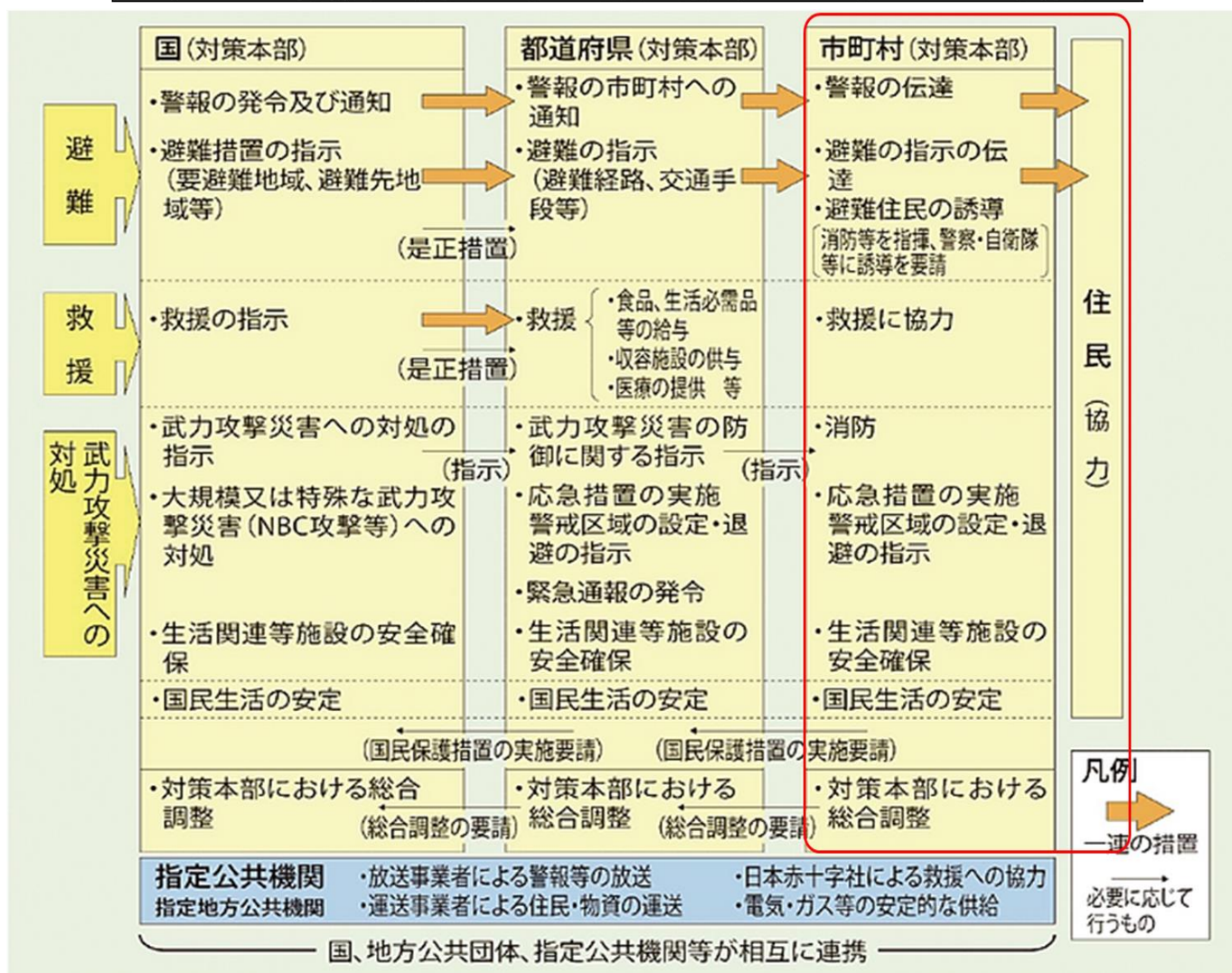
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 遺体の搜索及び措置
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町計画第2編第2章避難及び救援に関する素案からの備え 第3救援「1 救援に関する基本的事項」(34p)

③ 国県の指示に基づく、あるいは状況に応ずる事態対処

- ア 消防
- イ 応急措置の実施、警戒区域の設定、退避の指示
- ウ 国民生活の安定

国民の保護に関する国、都道府県及び市町村の役割



出典：総務省消防庁「令和2年消防白書」を引用

篠栗町国民保護計画の構成

*斜体太字は、県計画記載事項に追加して記述した項目

計画の基本的な考え方

- 「第1編 総論」
- § 1 町の責務等
 - § 2 国民保護措置の基本方針
 - § 3 町の役割・業務の大綱
 - § 4 前提としての町の特性
 - § 5 計画の対象となる事態

平素からの備え

- 「第2編 国民保護に関する平素からの備え」
- § 1 町における組織・体制の整備： 運用及び運用基盤の整備・関係機関等との連携構築・情報収集態勢
 - § 2 避難・救援に関する備え： 避難実施要領(概要)の策定・支援協定の拡充
 - § 3 武力攻撃災害への対処の備え： 生活関連施設等の警戒体制の調整
 - § 4 物資資材の備蓄・整備
 - § 5 国民保護に関する啓発

周辺情勢の不安定化 ～ 悪化 ～ 切迫

- ・治安状況の変化
- ・不審者(物)等兆候
- ・集会⇄ 排斥

事案発生 緊急処理事態

特殊部隊等による不法行動/流言・暴動・サイバー⇄排斥行為

武力攻撃 予測事態

武力攻撃 の発生

武力攻撃事態

事態収束・復旧

武力攻撃災害・特殊部隊等による攻撃/流言・暴動・サイバー⇄排斥行為

有事における行動

【態勢Ⅰ】

- ▷緊急事態連絡室
- ・状況把握

▶【態勢Ⅱ】事態警戒本部

- ・状況把握の強化
- ・警戒強化・広報
- ・現地本部班
- ・保護措置・対策本部移行準備

◆【態勢Ⅲ】対策本部(国民保護・事態対処)

- ・状況把握の継続
- ・避難の指示・警報の伝達・避難誘導の実施
- ・救援への協力(給食等物資・医療・捜索/救助等・住宅応急修理等・学用品)
- ・事態対処/国民生活の安定・総合調整

▶対策本部～通常の業務態勢

- ・ライフライン等の応急復旧
- ・復旧計画策定
- ・復旧活動の実施

「第3編 武力攻撃事態等への対処」

- § 1 初動連絡体制の確立・初動措置
- 【態勢Ⅰ】事態認定前の緊急事態連絡室
- 【態勢Ⅱ】事態警戒本部
- § 2 町対策本部の設置【態勢Ⅲ】
対策本部設置の要件(40p)

「第5編 緊急処理事態への対処」

- § 1 緊急処理事態
- § 2 緊急処理事態における警報
- § 3 緊急処理事態認定前の状況把握
- § 4 認定前の現場保存・周辺住民の安全確保

「第3編 武力攻撃事態等への対処」

- § 2 町の対策本部の設置
- § 3 関係機関等との連携
- § 4 警報の伝達及び避難の指示並びに避難の実施
 - ① 「避難の指示」伝達の要件(51p)
 - ② 避難形態ごとの避難要領(54p)等 判断の基準を記述
- ※ 町に「避難の指示」等があった場合の町対策組織等の行動の基本(30p：第2編 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 第2 避難の項)
- § 5 県の救援に対する協力
- § 6 安否情報の収集・提供
- § 7 武力攻撃災害への対処：退避・警戒区域の設定・NBC等攻撃災害後の措置(76p)
- § 8 被災情報の収集及び報告
- § 9 保健衛生の確保：人的被害発生時の応急措置(80p)
- § 10 国民生活の安定

「第4編 復旧等」

- § 1 基本的な考え方
- § 2 武力攻撃災害の復旧
 - 1 復旧計画の策定(85p)
 - 2 復旧活動の実施(86p)
- § 3 費用の支弁等